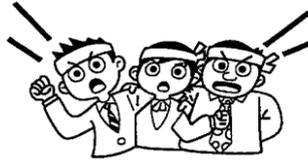


業務部速報

No. 67

発行 13. 6. 5

JR東労組 業務部



申19号

乗務員用タブレット端末導入に関する申し入れ

その2

第4項 各支社で先行導入箇所を選定した理由を明らかにすること！

第5項 全支社・全乗務員区所に拡大する際は一斉に使用開始すること！

組合

設備的なものをそろえて一斉スタートすべきだ。運転職場だけ、車掌職場だけというのでは準備不足だ！

会社

可能な限り両方でやるべきだが、電源設備が間に合わないなど設備的な問題でそろわなかった。

組合

今後の導入スケジュールを明らかにすること！
導入に当たりタブレットに慣れ親しむ期間を確保すること！

会社

6/10を目途にマニュアルの電子化を使用開始する。
時刻表は概ね秋頃。受信することに慣れることから徐々にやっていく。

第6項 タブレット端末が故障した場合の取り扱いを明確にすること！

【確認事項】

時刻表表示中に故障した場合は、直ちに列車を停止し、指令の指示を受ける。故障した端末は最寄りの乗務員区が代替品を手配する。

※故障した場合の取扱は運転通告受領券により対応

※端末故障により規程類が閲覧できない状態で運行することには国交省に確認済み

組合

車掌業務で、ドア扱いする場所が変わる際にはどのようにすべきか。タブレットを持ちながらの車内改札は困難！

会社

ドア扱いする場所が変わった際の扱いについては課題として認識する

時刻表が変更になった場合に使うもので車内改札で持ち歩くものではないことを確認！

第7項 乗務員への訓練、データを送信する側の当直助役に対し、周知徹底すること！

組合

マニュアルの電子化は各区所でやらざるを得ないが、運転取扱実施基準は本社一括でやるべきだ！

会社

現場で直すのにも意味があるが、課題として整理していく。

検討すべき課題を会社と共有化！より良いものにするために現場からの声をあげていこう！